

第17回通訳案内士制度のあり方に関する検討会の開催結果について（概要）

平成28年8月25日
観光庁観光資源課

前三回のヒアリングにより関係者より提示された、業務独占廃止後の国の通訳案内士と地域の通訳案内士制度のあり方、現在の通訳案内士の資格の取り扱い、更新制の導入の是非や資格取得後の研修実施の必要性の有無、試験内容の見直し等の論点を整理し、中間取りまとめに向けた意見交換を行うため、「第17回通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を開催しました。

1. 開催日時・場所

- ・ 日時：平成28年8月25日（木）15:00～17:00
- ・ 場所：合同庁舎3号館8階国際会議室



2. 出席者（別紙のとおり）

3. 配布資料

- ・ 委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 【資料1】これまでの検討会における委員等の主な意見



4. 議論概要

業務独占規制廃止後の通訳案内士制度について、「これまでの検討会における委員等の主な意見（資料1）」の内容を踏まえ、通訳案内士資格の取り扱い、更新・研修制の導入、試験内容の見直し、地域の通訳案内士のあり方等について意見を聴取し議論。以下はそのうち主なものの要約。

○ 業務独占の廃止と名称独占の部分で一度整理したい。業務独占の廃止に伴い、名称独占になることで、一体、何が変わるのか。具体的にその後の通訳案内士はどういう立ち位置になるのか。

⇒ 現状の制度では、通訳案内士の登録をした者でなければ有償で通訳案内をしてはならないという大前提があり、それに基づいて様々な制度がつけられている。各都道府県で登録を行い、交付された登録証を掲げて業務を行っている。

今回、業務独占規制を廃止して名称独占になることで、基本的には、誰もが有償で通訳案内という行為を業として行うことが可能となる。これまでは法律違反となっていたことが誰でも出来るようになるということで、この部分については完全に

規制緩和となる。

名称独占については、誰もが通訳案内という行為を有償で行うことができるが、試験に合格し登録を行った者でなければ、通訳案内士という名前を名乗ることができないということである。よって、通訳案内士は非常に優秀な資格保持者として国が認めるという制度となる。規制する名称の範囲については、通訳案内士という名前だけではなく、外国語表記も含めて整理し直す必要がある。

- 資格者以外の者が規制対象名称を使用した場合の罰則的なものは担保されていくのか。
 - ⇒ 今後法制化の議論を経なければ最終的には確定しないが、通常、名称独占の場合は、その部分は担保することは可能だと考えている。
- 名称独占で規制される通訳案内士の名称というのは、1つだけなのか、それとも、通訳案内士、通訳ガイドとか、複数の名称を規制するのか。
 - ⇒ 通訳案内士という名称だけでは類似の呼び方が出てくるので、ある程度、幅広くできるように制度設計していきたい。外国語の場合も同様。
- 利用者の視点に立てば、通訳案内士資格を持っていないガイドの名称を決めたほうがよいのではないか。
 - ⇒ 規制されて使用できない名称以外は逆に何でも使用可能であるので、それを国が決めるのではなく、旅行会社等が決めることが望ましいのではないか。
- 名称独占の対象罰則規定の適用については、実効性のある対応ができる体制整備も併せて行うことが重要である。
- 業務独占規制廃止後の非有資格者が行うガイドについては、ランドオペレータ等が旅行商品を販売する際に、非有資格者ガイドのツアーであるなど明記することで利用者にとってわかりやすく親切なものとなる。逆に有資格者のガイドがいるツアーもその旨を明記することでわかりやすくなる。
- 名称に関しては、バッジとか名札などの一目で通訳案内士だというのが明確にわかるようなものあれば、それ以外の者との違いが明確になる。
- 通訳案内士や地域ガイドは資格を持っているので一定のクオリティが担保されているが、業務独占廃止後においては、資格を持たない非有資格者のクオリティがわかる指標が必要なのではないか。
 - ⇒ 様々な方法があると思うが、全てを国の制度で担保しなくてはならないというものではなく、民間が提供するマッチングサービスや口コミ評価、レビューなどを視野に入れて考えることが妥当なのではないか。

- 名称独占になることでポイントとなるのは品質である。全国統一的な通訳案内士団体を創設することにより、品質を高めるための研修だけでなく、優秀なガイドを表彰するなど世の中に通訳案内士の存在を発信してもらいたい。また、全国的な案内士の交流や他国のガイド団体とのグローバルな交流という面も可能となる。さらにはマッチングの支援と雇用機会の創出による需要創出という部分にも着手し、雇用環境の改善等、求心力が持つパワーを発揮することが必要である。
- 現在、多くの団体は意思の疎通が取れる形にあるものの、団体の性質、法的位置づけ、財政的基盤など、基礎的な部分がかなり違うため、それぞれを一つにまとめることは非常に難しいが、連合体のようにそれぞれの団体が緩やかにまとまることは可能。
- 既存の団体の加入割合は全体からするとあまり高くなく、統一的団体のメリットは理解できるが、効果が薄いように思える。研修制度が導入された場合に、団体加入のメリットを観光庁から周知してもらえると加入者が増えるのではないか。
- 難しい問題があるのは理解できるが、動かなければ何も変わらない。何らかの形で統一的な団体の組織化を考えていくべきである。
- 有資格者の利用促進策で、登録情報の整備について触れていたが、具体的にはどのような形で整備して運用していくのか。
 - ⇒ 登録情報の整備については、通訳案内士情報のデータベース化を行う計画である。まずは、各都道府県にある登録簿の実態の把握を行い、情報の電子化、さらにはインターネット上への公開を検討しているところである。当然、公開は個々人の通訳案内士の了解をとってから行う。実際の個人への確認作業については、国の調査事業として実施する予定であり、システム設計等の詳細については現在検討中である。
- 通訳案内士制度見直しの後の形が、当初目指した成果として出ているかのモニタリングが必要である。当初の意図ではないような形になっている場合は、その意見がしっかりと集約され、見直しを図れるスキームを作る必要がある。
- 資格を持たず通訳ガイドと名乗った人を罰するだけでなく、それを謳って募集を行った旅行会社あるいはオペレーターに罰則を適用できるような規定があるとよい。
- 研修制度の導入については、旅程管理主任者研修のような制度を想定しているのか。
 - ⇒ 研修制度を導入するのであれば、国が自ら実施することは難しく、一定の要件を満たした指定研修機関等を指定し、研修を実施させることが想定されるが、詳細の制度設計は今後行うこととなる。

- 法改正を見据えての試験内容の見直しについては、ガイドライン変更等による受験者の負担も考慮に入れる必要がある。
 - 業務独占廃止後の非有資格者対策として、コンプライアンス、安全性、質の観点から、資格がなくガイド業務をやる者は、何らかの届出、登録制度が必要である。
 - 非有資格者によるガイドによって何らかの被害などを旅行者が被った場合に、責任や申し入れ等、どこがそれを引き受けるのかというのは今後問題になってくるのではないか。
- ⇒ 非有資格者を届出、登録という制度に入れることにより、そのこと自体がお墨つきになってしまうという側面を考える必要があり、名称独占資格の意味からすれば一定の線引きが必要だと考えている。
- 非有資格者の登録・届出制度については、導入によって便利になる部分もある反面、登録ガイド、届出ガイドといった何らかの裏付けがあるかのような名称が使われることによって、利用者に勘違いされるようなことが増えるのではないか。外国語による類似名称が多数出てくるデメリットもよく整理する必要がある。
 - ガイドというビジネスを適正にやる上で、基本的な部分に支障がある者に対しては法制度でしっかりと対応する必要がある。訪日外国人旅行者に対しても日本人同様に消費者保護の観点を拡大し、保護していくようなことが重要である。
 - 業務独占廃止後に個人でガイドを手配した場合のクオリティ等のリスクは、ある程度は自己管理でやらざるを得なくなるが、そうした場合の被害や苦情をしっかりと伝えられる場を用意しておけば、問題が一般化してきた時の対処法を考える上でのモニタリングが可能となる。
 - 訪日外国人が日本に到着する直前の国際線での飛行機内等で、通訳案内士制度だけでなく、通訳案内士が通常のガイドで事前に説明するような日本で快適に過ごすために必要な基本的知識をビデオで流すことはできないか。
 - これから東京オリンピックがあり、さらに入国者が増えることから、ガイドに関するトラブルやぼったくり被害などの苦情の受け窓口を周知すべきであり、併せて観光警察の設置も検討していただきたい。
 - 新たな通訳案内士制度における地域ガイドの取扱いについては、名称や取扱いなどでこれまでに特区で資格を取得した者との混同を防ぐなど、しっかりとした整理を行った上で制度設計をしてほしい。

以上